Ｑ　計画記載見込量から当該事業年度の前事業年度までの各事業年度におけるｑの量の合計量を減じた量をＣの現在価値を算定する際に用いる割引率により算定して得た量

ｑ　毎事業年度における繰入金額の平準化を図るため、計画記載見込量のうち当該事業年度に機構が処分する量に相当するものとして文部科学大臣が定めるところにより算定して得た量）

２　［略］

（埋設処分業務等に関する会計処理）

第七条　［略］

２　機構は、埋設処分業務等に係る償却資産を取得したときは、埋設処分業務等に係る勘定において、当該償却資産の価額に相当する金額を資産に係る繰延収益として貸借対照表の負債の部に計上するものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

Ｑ　計画記載見込量から当該事業年度の前事業年度までの各事業年度におけるｑの量の合計量を減じた量をＣの現在価値を算定する際に用いる割引率により算定して得た量

ｑ　毎事業年度における繰入金額の平準化を図るため、計画記載見込量のうち当該事業年度に機構が処分する量に相当するものとして文部科学大臣が定めるところにより算定して得た量）

２　［同上］

（埋設処分業務等に関する会計処理）

第七条　［同上］

２　機構は、埋設処分業務等に係る償却資産を取得したときは、埋設処分業務等に係る勘定において、当該償却資産の価額に相当する金額を資産見返負債として貸借対照表の負債の部に計上するものとする。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第三十六号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第五十六条の二十五の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月二十六日

厚生労働大臣　上野賢一郎

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（一種病原体等の保管、使用及び滅菌等の基準）	（一種病原体等の保管、使用及び滅菌等の基準）
第三十一条の三十一　（略）	**第三十一条の三十一**　（略）
２　法第五十六条の二十五に規定する厚生労働省令で定める技術上の基準のうち、一種病原体等の使用に係るものは、次のとおりとする。	２　法第五十六条の二十五に規定する厚生労働省令で定める技術上の基準のうち、一種病原体等の使用に係るものは、次のとおりとする。
一　一種病原体等の使用は、実験室の内部に備えられた高度安全キャビネット（防護服を着用する場合にあっては、安全キャビネット）において行うこと。ただし、動物に対して防護服を着用して一種病原体等を使用する場合であって、その大きさその他の理由により安全キャビネットにおいて安全に使用することができないときは、当該一種病原体等の使用方法について安全性の評価を行い、感染症の発生の予防及びまん延の防止のために必要な措置を講じた上で行うこと。	一　一種病原体等の使用は、実験室の内部に備えられた高度安全キャビネットにおいて行うこと。ただし、防護服を着用する場合にあっては、安全キャビネットにおいて行うこと。
二～十　（略）	二～十　（略）
３　（略）	３　（略）
（二種病原体等の保管、使用及び滅菌等の基準）	（二種病原体等の保管、使用及び滅菌等の基準）
第三十一条の三十二　（略）	**第三十一条の三十二**　（略）
２　法第五十六条の二十五に規定する厚生労働省令で定める技術上の基準のうち、二種病原体等の使用に係るものは、次のとおりとする。	２　法第五十六条の二十五に規定する厚生労働省令で定める技術上の基準のうち、二種病原体等の使用に係るものは、次のとおりとする。
一　二種病原体等の使用は、実験室の内部に備えられた安全キャビネットにおいて行うこと。ただし、動物に対して二種病原体等を使用する場合であって、その大きさその他の理由により安全キャビネットにおいて安全に使用することができないときは、当該二種病原体等の使用方法について安全性の評価を行い、感染症の発生の予防及びまん延の防止のために必要な措置を講じた上で行うこと。	一　二種病原体等の使用は、実験室の内部に備えられた安全キャビネットにおいて行うこと。
二～九　（略）	二～九　（略）
３～５　（略）	３～５　（略）